

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師から施術を受けた場合の療養費について、令和元年8月1日以降の施術分から支払方法を変更します。

1. 支払方法変更の対象となる療養費

当健保の加入者（当健保の健康保険証をお持ちの方）が、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師（以下、鍼灸師等といいます）から施術を受けた場合の療養費（施術費）

2. 変更内容

[現在] 代理受領方式	施術を受けた加入者は鍼灸師等の窓口で療養費のうち本人負担分（1割～3割）のみを支払い、残りの健保負担分（9割～7割）は鍼灸師等からの請求に基づき、当健保が直接鍼灸師等へ支払います。
	※本来は被保険者が行うべき健保負担分の請求・受領を、被保険者が自分に代わって鍼灸師等が行うよう民法上の委任をする（代理受領）もので、健康保険法が定める支払方法ではありません。
[変更後] 償還払い方式	施術を受けた加入者は鍼灸師等の窓口で一旦療養費の全額を支払い、その後、被保険者が当健保へ健保負担分（9割～7割）の支払いを求めて申請手続きを行い、当健保は健康保険の支払い対象であるか等を審査のうえ、被保険者に支払います。
	※健康保険法が原則と定める支払方法です。

3. 変更日

令和元年8月1日以降の施術分からこれ以降は、従来のように鍼灸師等から請求があっても支払いません。

4. 変更理由

コンプライアンス徹底の観点から、健康保険法が原則と定める償還払い方式に戻します。

5. 変更後の施術から療養費支払いまでの流れ

- ① 鍼灸師等の施術を受けることについて、かかりつけ医から「**医師の同意書**」の交付を受けてください。
- ② 鍼灸師等に「医師の同意書」を呈示して施術を受けたら、窓口で一旦療養費の全額を支払い、領収印のある「**領収書**」を受領するとともに、当健保専用の「**療養費支給申請書**」に施術内容の記入・証明を依頼してください。呈示した「医師の同意書」の返却も受けてください。
- ③ 上記②の「療養費支給申請書」の必要事項を被保険者が記入します。被扶養者（ご家族）が施術を受けた場合も、被保険者が申請します。
- ④ 「療養費支給申請書」に「**医師の同意書（必ず原本）**」・「**領収書（必ず領収印のある原本）**」を添付して当健保へ送付してください。同じ症状で長期間継続して施術を受ける場合は、6ヶ月ごとに改めて「医師の（再）同意書」が必要です。
- ⑤ 当健保で審査し、療養費として支給決定後に健保負担分を指定口座へ振り込みます。

6. 療養費支給申請書

「療養費支給申請書」があります。

7. 留意事項

はり、きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかる時、健康保険の支払対象となるには一定の条件があります。

[はり、きゅう]	[あん摩・マッサージ・指圧]
慢性病で医師による適当な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。	医療上、施術を必要とする症例に限り、健康保険が使えます。
対象疾患 神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛 症・頸椎捻挫後遺症 等の慢性的な疼痛を主な症状とする疾患	対象となる 主な症状 筋麻痺・関節拘縮 等
現に診察を受けている医師が交付した、施術に関する「医師の同意書」がないと健康保険はつかえません。	現に診察を受けている医師が交付した、施術に関する「医師の同意書」がないと健康保険はつかえません。